

改正後	改正前
<p>第2条関係</p> <p>1 この条の「人事院が定める研修」は、行政官長期在外研究員制度、行政官国内研究員（修士課程コース）制度及び行政官国内研究員（博士課程コース）制度による研修並びに次に掲げる研修であって、規則第3条第2号に規定する大学院等の課程に在学してその課程を履修する研修として実施するものとする。</p> <p>一 <u>会計検査院アジア経済研究所開発スクール等派遣研修（旧会計検査院アジア経済研究所開発スクール派遣研修を含む。）</u></p> <p>二～十六 （略） （削除）</p> <p>十七・十八 （略）</p> <p>十九 <u>農林水産省国内大学院（事業構想修士）派遣制度</u></p> <p>二十～二十七 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第2条関係</p> <p>1 この条の「人事院が定める研修」は、行政官長期在外研究員制度、行政官国内研究員（修士課程コース）制度及び行政官国内研究員（博士課程コース）制度による研修並びに次に掲げる研修であって、規則第3条第2号に規定する大学院等の課程に在学してその課程を履修する研修として実施するものとする。</p> <p>一 <u>会計検査院アジア経済研究所開発スクール派遣研修</u></p> <p>二～十六 （同左）</p> <p>十七 <u>文部科学省放射線対策行政官国内研究員（専門職大学院コース）制度（旧文部科学省原子力安全規制行政官国内研究員（専門職大学院コース）制度を含む。）</u></p> <p>十八・十九 （同左） （新設）</p> <p>二十～二十七 （同左）</p> <p>2 （同左）</p>